

会 議 録		令和6年6月27日作成	令和10年3月末日廃棄
会議名	京都府下京警察署協議会（令和6年度第1回）		
開催日	令和6年6月25日（火曜日）		
時 間	午後1時30分から午後2時30分までの間（60分）		
場 所	京都府下京警察署 講堂		
出席者	富江会長、井上副会長、山田委員、和田委員、宮田委員、大下委員 鈴木委員、内藤委員、和田委員、山田委員、川西委員 計11人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長 交通課長、警備課長、広聴相談係長 計10人		
諮 問 事 項	自転車等小型モビリティに対する交通事故対策		
会 議 内 容	1 署長挨拶 司会 副署長 2 委嘱状交付 3 幹部紹介 4 会長挨拶 5 協議 司会 副会長		
	諮問事項説明 自転車等小型モビリティに対する交通事故対策～交通課長 【委員】小型モビリティに乗った方が、登下校中の子どもたちの横をスピードを出して通過するのが怖い。自転車に乗った若い人と衝突したのを見たこともある。私のような高齢者だったら大けがをしたと思う。 小型モビリティの説明で、最高速度表示灯を点灯していれば、6キロ以下での歩道通行が可能であるが、常時点灯であれば歩道通行ができないという認識がなかった。 常時点灯のまま歩道通行している人が非常に多いと思うし、いかに周知していくのが今後の課題だと思う。 スマートフォンで交通ルールのサイトが簡単に見られるような、二次元コードを小型モビリティに張り付けたりする方法もあるのかなと思った。		

会 議
内 容

【警察】 委員からの発言にもあったが、交番連絡協議会など地域の方々からの声としてよく挙がるのは、乱暴な自転車の運転、あるいは乱暴な小型モビリティの運転についてや、その取締り要望についてである。

当署員の約半分は、制服を着て街頭で活動をしている地域警察官であるが、現在、地域警察官の自転車取締り技術、能力の向上を図っている。

自転車の取締りとしては、口頭指導、指導書、罰則等が伴ういわゆる赤切符の3種類となるが、この赤切符による検挙に力を入れている。

適切に取締りが行えるよう全地域警察官のスキルアップを図り、検挙数が増えることによってルールの周知にもつながっていくものと考えている。

住民の皆さんが、自転車や小型モビリティの走行について危険だと感じ、不安感を抱いておられるという認識のもと取締りを進めていくので御理解いただきたい。

【委員】 自転車、特定小型原動機付自転車で、通行禁止場所を通行する外国人を見掛けることがあるが、禁止と分かっていないのではないかと思う。私自身も理解していない部分も多いので理解を深めるように心掛け、地域の方々に広めていく機会が増えれば良いなと感じた。

6 事務連絡

令和6年度第2回京都府下京警察署協議会は、9月上旬に実施予定である。

以上

第1回京都府下京警察署協議会の開催状況

